

岡崎市告示第275号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年7月21日

岡崎市長 内 田 康 宏

1 指定する形質変更時要届出区域

(1) 岡崎市美合町の以下の地番の一部

入込45番2、川向1番1、1番2、4番2、4番3、4番4及び4番6、川畔1番、3番、33番、34番及び36番、中荒子1番2、2番2、7番及び21番、中田1番1、1番2、2番、3番2、3番4、3番6、14番2、21番1、22番1、22番2、24番1、24番2及び24番3、西山1番1、1番3、8番4、13番1、13番2、34番1、34番2、34番5、42番1、43番1、43番2及び48番1、呑地24番2並びに水洗1番、13番、20番、35番、42番、45番、55番、57番、58番、62番1及び63番

(2) 岡崎市美合町の以下の地番の全部

西山48番2及び48番3並びに水洗56番

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物